

釜石市商店街活性化事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 住民の交流の場を創出し、市内商店街の活性化を図るため、市内商店街等において、商店街団体等が行う商店街活性化事業(以下「補助事業」という。)に要する経費に対し、釜石市補助金交付規則(昭和50年釜石市規則第44号)、釜石市補助金交付要領(平成19年釜石市告示第79号)及びこの要綱により、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、商店街団体等とは、次の各号のいずれかに該当する団体をいう。

- (1) 市内に主たる事業所を有する商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に規定する商店街振興組合
- (2) 市内に主たる事業所を有する商店会及び商店会連合会
- (3) その他市長が適当と認める団体

(交付対象経費及び補助金額)

第3条 補助事業の内容、交付対象経費及び補助金額は、次の表のとおりとする。

内容	交付対象経費	補助金額
商店街等の活性化を目的とした事業	報償費 旅費 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料	交付対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満は、切り捨てる。)とし、18万円を限度とする。
商店街等の環境整備を行う事業	需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 工事請負費 備品購入費	交付対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満は、切り捨てる。)とし、15万円を限度とする。

2 同一商店街団体等への補助金の交付は、補助事業の内容ごとに1会計年度につき1回を限度とする。

(交付申請の期日)

第4条 補助金交付申請の期限は、毎年度2月末日とする。

(届出事項)

第5条 補助事業者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 所在地又は名称を変更したとき。
 - (2) 代表者を変更したとき。
- (完了期限等)

第6条 補助事業の完了及び補助金請求書等の提出期限は、毎年度3月31日とする。

(財産の処分の制限)

第7条 交付要領第14条に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間をいう。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
(釜石市商店街復興イベント事業補助金交付要綱の廃止)
- 2 釜石市商店街復興イベント事業補助金交付要綱(平成25年釜石市告示第78号)は、廃止する。
(この告示の失効)
- 3 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。(令6告示50の4・一部改正)

附 則(令和6年3月29日釜石市告示第50の4号)

この告示は、令和6年3月31日から施行する。

附 則(令和7年3月25日釜石市告示第42号の3)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。